

## 4 特別支援申請の手順（申請手続き⇒結果通知後の手続き）

### 1 学校とともに申請書をつくり、手続きに必要なものをそろえる



<input checked="" type="checkbox"/>	申請に必要なもの	学校と保護者が十分に話し合いをした上で、共に「特別支援申請書」の作成し、「S-M 社会生活能力検査」を実施してください。
	・特別支援申請書	
	・S-M 社会生活能力検査（言語通級教室申請は不要）	

<input checked="" type="checkbox"/>	保護者のお手元があれば提出していただきたいもの	備考
	・診断書（特別支援申請に係るもの）	既に医療機関等に繋がり、左記のものをお持ちの場合には、コピーを提出してください。入手予定で、申請期間内に書類が整わない場合には、一旦申請書を提出し、後日提出してください。
	・障害者手帳 （療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）	
	・知能検査または発達検査の結果報告書	
	・お薬手帳（現在の服薬情報のページ）	

※過去に知能（発達）検査を受けたことがある場合には、申請書に必ず検査の情報を記入してください。  
記入していただいた検査結果を審議に活用することがあります。

### 2 学校が申請期間に市教育委員会へ申請書を提出する

第一次申請期間	5月12日（火）～5月19日（火）	全ての学年対象
第二次申請期間	7月6日（月）～7月10日（金）	小1・中1・特別支援学校希望者

### 3 調査・検査⇒審議（浦添市教育支援委員会）

(1) 調査【学校生活の様子を観察し、各校にて保護者面談・担任面談を行います】

※調査における「面談」は、調査員からの電話相談という形式で行う場合もあります。

(2) 検査【子供の年齢等を考慮した知能・発達検査を各校にて行います】

※知能（発達）検査を受けたことがない場合、あるいは過去の検査の状況によって、教育委員会が知能（発達）検査を実施します。

(3) 審議（浦添市教育支援委員会）※保護者の希望と異なる結果の場合もあります。

(4) 教育支援委員会の結果（申請をした学校へ市教育委員会より結果を通知します）

#### 4 就学相談（学校から結果の通知を受け取る）

10月末週



学校が保護者に教育支援委員会の結果を説明します。保護者と学校で、子供にとって安心して学ぶことができる場はどこか、どんな支援が望ましいのかを一緒に考えます。

#### 5 結果に対する意見の表明をする（「保護者の意見等」を書く）

11月中旬

保護者は、教育支援委員会の結果に対する最終意見を「保護者の意見等」に記入し、学校へ提出します。該当者は、「診断書」等も提出します。（下記参照）

市教育委員会へ提出する文書名	教育支援委員会の結果				
	通常の学級 通級指導教室 特別支援学級 (知的・情緒)	特別支援学級 (難聴・弱視・ 肢体不自由・ 病弱・言語)	特別支援学校 ⇒希望する 【県教育委員会 へ申請する】	特別支援学校 ⇒希望しない 【地域の学校の 特別支援学級に通う】	
市様式 「保護者の意見等」	提出必要	提出必要	提出必要	提出必要	
県様式 「保護者の意見等」			提出必要		
「専門医の診断書」		提出必要	提出必要 (令和8年1月以降) ※11月13日までに 用意し提出すること	特別支援学級の種別	
				知的	肢体不自由 視覚障がい 聴覚障がい 病弱
					提出必要
「医療的ケアを要する 児童生徒」 ※専門医が作成			該当者のみ ※11月13日までに 用意し提出すること		

教育支援委員会の結果が「特別支援学校」であり、保護者が特別支援学校への就学を希望する場合には、「専門医の診断書の写し（令和8年作成）」を県教育委員会へ提出する必要があります。

市教育委員会への提出期限に間に合うように、受診の予約をご検討ください。申請時に令和8年に作成した診断書（写し）を提出している場合には、再提出する必要はありません。

#### 6 学校が教育委員会へ「保護者の意見等」などの文書を提出する

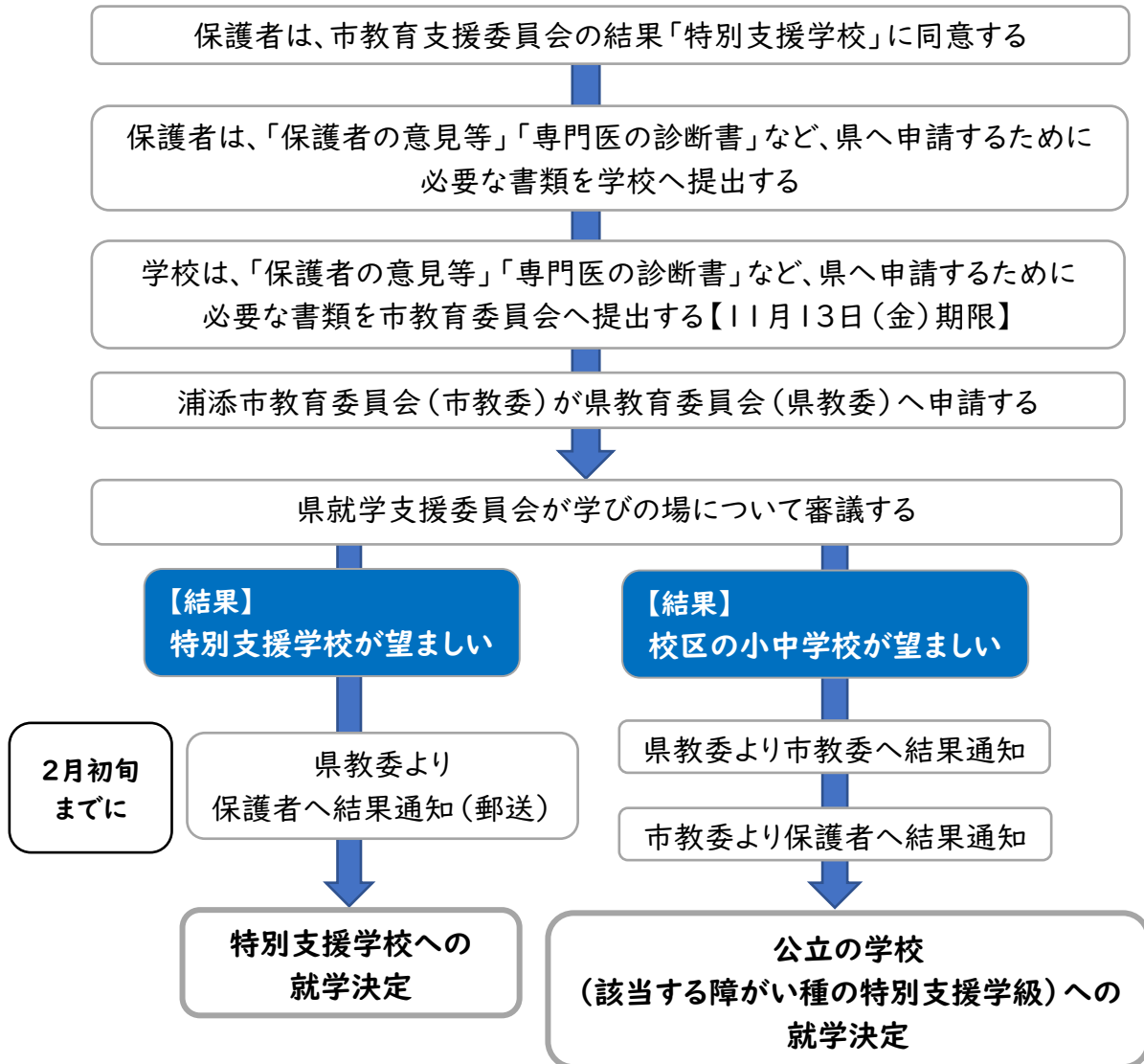
提出期限

11月13日（金）

※「保護者の意見等」の提出を以って、通級指導教室・特別支援学級が決定します。

## 5 特別支援学校に係る県教育委員会への申請について

### 【県教育委員会への申請～決定までの流れ】



「特別支援学校」という結果に同意し、県教育委員会へ申請した場合

令和9年2月の初旬ごろまでに県教育委員会より結果が通知されます。「特別支援学校が望ましい」という結果の場合には、2月初旬までに保護者宛てに郵送で通知されます。

尚、学齢期を迎えたすべての6年生のご家庭に、12月ごろ市役所より「就学通知書」が送付されます。県教育委員会へ特別支援学校入学のために申請し、県教育委員会が「地域の学校が望ましい」と判断した場合には、就学通知書に記載されている、お住いの校区の中学校に入学することになります。ご理解ください。